

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(川越比企振興東松山事務所)

○政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示

(入札審査課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(NPO活動推進課)

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正(消防防災課)

○草加都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生推進室)

○大規模小売店舗の変更にに関する告示(商業支援課)

○大規模小売店舗の廃止に関する告示(商業支援課)

○見沼代用土地改良区の役員退任届

○見沼代用土地改良区の役員退任届

任届 (さいたま農林)

○見沼代用土地改良区の役員就任届

○美里町営土地改良事業諸倉池地区(ため池等整備事業)の施行の同意(本庄農林)

○保安林の指定施業要件の変更予定(森づくり課)

○江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の設立認可(農村整備課)

○指定確認検査機関の確認検査業務の一部休止(建築指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告

○区画漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催(内水面漁場管理委員会)

○区画漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催(内水面漁場管理委員会)

○区画漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催(内水面漁場管理委員会)

○区画漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催(内水面漁場管理委員会)

○区画漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催(内水面漁場管理委員会)

○区画漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催(内水面漁場管理委員会)

○区画漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催(内水面漁場管理委員会)

○区画漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催(内水面漁場管理委員会)

告示

埼玉県告示第八百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

埼玉県比企郡川島町大字上伊草一九四番地一

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は以下のことを目的とする。(一)川島町の自然環境の保全、河川の水質調査、生態系調査、自然環境学習及び豊かな自然を利用した自然循環型地域社会の継続維持活動等に関する事業を行い、人が安全に川や自然と触れ合える自然環境づくり及び自然循環型地域社会の活性化と発展に寄与する。(二)川島町民、各種団体、行政及び企業等との交流を深め、川に親しむ行事及び自然体験等を行い、地域全体で楽しみ親しめる川づくりや幅広い自然体験活動を行う。(三)川島町流域を流れる河川の本流は荒川であることから、荒川流域の各種市民団体及び行政との交流や情報収集を行い、荒川流域の河川環境保全及び親しめる川づくりや幅広い自然体験活動に協力する。

(変更後) この法人は以下のことを目的とする。自然環境の調査保全、自然環境の学習体験及び自然循環型社会の継続維持活動に関する事業を行い、人と自然が共生する地域社会及び循環型地域社会の活性化と発展に寄与す

る。

埼玉県告示第八百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約(以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。)のうち、平成二十年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定(以下「認定」という。)を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十一條の規定により、県の一般競争入札に参加

させないこととされた者

させないこととされた者

ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成六年埼玉県告示第千八百八号)第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱(平成八年四月一日施行。土木部長決裁)に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(昭和六十年四月一日施行。土木部長決裁)に基づく指名停止の措置を受けている期間がある者

ヘ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

(1) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年六月二十日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人再生舎

三 代表者の氏名
箕輪 高一郎

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区白幡三丁目一〇番一〇号細淵ビル四〇一号室

五 定款に記載された目的
この法人は、環境浄化、再生を地球規模で考え、又人類が共存共栄できるように、汚染物質を安全で且つ適正に処理する事を目的とし、又参画した人達とのネットワーク化を図り、ニュービジネスの育成と活性化を行い、そして啓蒙活動を通して環境浄化、再生を行

います。

埼玉県告示第八百四十五号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

第二条第二号口中「二百三十二万六千円」を「二百三十六万六千円」に改める。
 第七条第二号中「五十万円」を「五十万円」に改める。
 第十二条第二号中「十三万七千円」を「十三万七千五百円」に改める。
 第十四条第一号イ(1)中「二万九千九百円」を「二万二千三百円」に改め、同号イ(2)中「一万七千七百円」を「一万七千二百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千七百円」を「一万五千五百円」に改め、

埼玉県告示第八百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 昭産上尾ショッピングセンター

同号イ(4)中「一万七千円」を「一万七千円」に改め、同号イ(5)中「一万五千円」を「一万四千九百円」に改め、同号イ(6)中「二万九百円」を「二万九千六百円」に改め、同号イ(7)中「二万七千六百円」を「二万八千円」に改め、同号イ(8)中「一万七千二百円」を「一万七千六百円」に改める。

埼玉県告示第八百四十六号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写真の送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

上尾市谷津二丁目百二十三の一
 変更の概要
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 昭産開発株式会社 代表取締役 中村 敏弘
 上尾市谷津二丁目一番一号
 (変更後) 昭産開発株式会社 代表取締役 飯塚 裕
 上尾市谷津二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十年四月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十年六月二日

二 縦覧期間

平成二十年六月二十日から平成二十年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年六月二十日から平成二十年十月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ久喜

久喜市本町七丁目千四百四十六番一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名変更

(変更前)

大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉 正宏

(変更後)

大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社フォー・ユー 外 五者

(変更後)

株式会社フォー・ユー 外 三者

ハ 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名変更

平成二十年四月一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十年四月十七日

ニ 届出年月日

平成二十年六月十一日

二 縦覧期間

平成二十年六月二十日から平成二十年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

埼玉県利根地域振興センター

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年六月二十日から平成二十年十月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

キンカ堂羽生ショッピングセンター

羽生市中央一丁目十七番一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社キンカ堂 代表取締役 野萩 康

東京都豊島区南池袋三丁目十一番八号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十年一月十日

埼玉県告示第八百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月二十日

職名 氏名 住 所
理事 横田昭夫 行田市桜町二一五―五

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月二十日

職名 氏名 住 所
理事 赤沼照男 川口市大字久左衛門新田一七

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、児玉郡美里町長から協議のあった次の土地改良事業の施行に平成二十年六月十三日同意した。

平成二十年六月二十日

一 名称
美里町営土地改良事業諸倉池地区(ため池等整備事業)
二 地区の所在地
児玉郡美里町

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百五十三号

次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四五年二月二日農林省告示第一七一三号
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

埼玉県知事 上田清司

三 変更に係る指定施設要件

- イ 立木の伐採の方法 変更しない。
 - ロ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採限度は、次のとおりとする。
 - ハ 立木の植栽 変更後の植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を埼玉県庁並びに秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第八百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

三 地区の所在地
蓮田市
南埼玉郡白岡町

一 名称
江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区
二 事務所
蓮田市

十五号)第十条第一項の規定により、蓮田市新井孝作ほか十七人からの申請に係る次の土地改良区の設立を平成二十年六月十三日認可した。
平成二十年六月二十日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十四第一項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務の一部を休止する旨の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名称	所在地	休止する確認検査の業務の範囲	休止する期間
埼玉県知事第三号	株式会社埼玉建築確認検査機構	さいたま市浦和区常盤三丁目十二番二十七号	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十五号)第十五条第五号から第八号までに掲げる区分	平成二十年六月一日から平成二十三年二月五日まで

埼玉県告示第八百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年二月二十一日

指令杉整第一九〇一九六〇号

二 検査済証番号

平成二十年六月十三日第十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字八甫字宮田二一

九一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字中妻九〇二番地

特別養護老人ホーム 恒寿苑

横島 ハツ

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十年五月二十二日

指令杉整第一九〇一九六〇号

亀井清司

二 検査済証番号

平成二十年六月十六日

指令杉整第二〇〇〇二二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字小右衛門字五反田六六七六一三、六七七一一三、六七七一一六、六七七一一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

第二〇〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十年六月十六日

第二〇〇〇二二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字土塩字山中七七五

一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字羽尾二五〇四

根岸 洋子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十年五月二十九日

指令杉整第二〇〇〇二二〇号

平井順一

二 検査済証番号

平成二十年六月十六日

指令杉整第四〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字小右衛門字五反田六六七六一三、六七七一一三、六七七一一六、六七七一一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市南三丁目二二一八

蜂須賀 穰

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十年六月五日

指令杉整第二〇〇〇三二〇号

平井順一

二 検査済証番号

平成二十年六月十六日

指令杉整第一一一号

平井順一

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字宮前字八龍神前二八七一一八、二八七一一五

北葛飾郡杉戸町大字宮前二八七番地

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項及び第三百条第四項の規定により、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を定めることに関し、利害関係人の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十年六月二十日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 池田勝彦

渡辺 信夫

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十年六月九日

指令杉整第二〇〇〇一三二一〇号

平井順一

二 検査済証番号

平成二十年六月十六日

指令杉整第一四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字佐間字堤外五九五一二、五九六一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

栗橋町大字佐間五九五一一二

内田 忠利

- 一 開催期日
平成二十年七月二十四日 午後一時三十分
- 二 開催場所
埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番八号
埼玉県知事公館中会議室
- 三 案件

イ 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区	漁場の区域
区第二種第一号	区画漁業	こいの養殖業	一月一日から十二月三十一日まで	美里町広木字摩訶池四百七十四番地	広木	摩訶池
区第二種第二号	区画漁業	こいの養殖業	十一月まで	美里町駒衣字市場十七番地	駒衣	古沼
						二〇四・九アール

ロ 制限又は条件
なし

ハ 免許予定日
平成二十一年一月一日

ニ 申請期間
平成二十年九月一日から同年十月二十日まで

ホ 存続期間
平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

四 公述に関する事項

イ 公述人の範囲

区画漁業権漁業の経営者その他利害関係のある者(団体又は機関にあっては、一団体又は一機関につき二人以内とする。)

ロ 公述時間
一人五分以内

ハ 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、次のとおりあらかじめ書面を提出すること。

- 出すること。
- (1) 提出期日
平成二十年七月十七日
- (2) 提出先
埼玉県内水面漁場管理委員会(〒330-0930 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県農林部生産振興課内)
- (3) 提出内容
住所、氏名、年齢、職業、所属団体又は機関、並びに意見の要旨及び理由

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉県さいたま市南區別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm